

目黒区東が丘障害福祉施設の指定管理者候補者の選定結果について（議案第62号補足資料）

公募の特例を適用する目黒区東が丘障害福祉施設について、目黒区東が丘障害福祉施設指定管理者選定評価委員会での選定評価結果に基づき、以下のとおり指定管理者候補者を決定した。

- ・毎年利用者アンケートを実施し、19年間改善に努めてきている
- ・財務状況は事業者全体、事業所単体ともに一定の水準を超えていて10年の指定期間に問題は生じないと判断
- ・H19スタート時からの地域の関係構築は努力し上手く築いている
- ・定員一杯である
- ・成人の集いで革製品を提供し工賃が増えている
- ・利用者支援ツールの活用（IT活用）も提案されている
- ・必ずしも施設利用しているとは限らず、閉じこもっている方もおり区としての大きな課題
- ・令和元年と令和2年度評価の落差は、ABC～点数評価とその評価基準での変化による

1 指定管理者候補者の概要

(1) 施設の名称

目黒区東が丘障害福祉施設

(2) 指定管理者候補者とする法人

東京都台東区東上野三丁目18番11号
社会福祉法人 東京援護協会

(3) 指定期間

令和4年4月1日から令和14年3月31日まで（10年間）

2 選定評価の方法

「目黒区東が丘障害福祉施設指定管理者選定評価委員会設置要綱」に基づき設置された目黒区東が丘障害福祉施設指定管理者選定評価委員会では、①指定期間中（平成24年度から令和2年度）の運営状況について、各年の運営評価結果の状況及び指摘事項に対する改善状況等に基づき評価を行うとともに、②次期指定期間中（令和4年度から13年度）の事業計画、収支予算計画等及びヒアリング内容についてあらかじめ定めた基準に基づき評価し、指定管理者としての適格性について総括的な評価を行った。

目黒区東が丘障害福祉施設指定管理者選定評価委員会構成（敬称略）

	氏名	備考
委員長	岩崎 香	有識者
副委員長	長崎 隆	健康福祉部長（令和3年9月30日まで）
	竹内 聡子	健康福祉部長（令和3年10月1日から）
委員	中村 浩士	有識者
委員	松島 達雄	税理士 ※財務評価を審査
委員	田邊 俊子	健康福祉計画課長
委員	田中 哉子	障害施策推進課長

3 選定評価基準

(1) 指定期間中（平成24年度～令和2年度）の運営状況の評価

ア 健康福祉部指定管理者運営評価委員会による平成24年度から令和2年度までの各年度の運営評価結果を、下表のとおり1点～5点の5段階に換算する。

平成30年度以前	5段階換算	令和元年度以降
[A] 優れている	5点	[100点～80点] 十分水準を超えている
[B+] 必要な水準を超えている	4点	[79点～70点] 必要な水準を超えている
[B] 必要な水準を満たしている	3点	[69点～60点] 必要な水準を満たしている (必要な水準に達している)
	2点	[59点～50点] 水準に達していない
[C] 改善が必要である	1点	[49点以下] 水準をかなり下回っている

イ アに基づき5段階に換算した、平成24年度から令和2年度までの各評価の点数の平均値を取り、下表のとおり総合評価を行う。

5段階換算した点数の平均値	評価基準
4.5点以上	十分水準を超えている
3.5点以上4.5点未満	必要な水準を超えている
2.5点以上3.5点未満	必要な水準を満たしている(必要な水準に達している)
1.5点以上2.5点未満	水準に達していない
1.5点未満	水準をかなり下回っている

(2) 次期指定期間中(令和4年度～13年度)の事業計画等の評価

財務に関する委員を除く委員5名の評価による総合得点が、満点(875点)の60%である525点以上であることを、指定管理者候補者として選定する要件とする。

4 選定評価結果の概要

(1) 指定期間中(平成24年度～令和2年度)の運営状況の評価結果

必要な水準を超えている(5段階換算:平均4点)

(2) 次期指定期間中(令和4年度～13年度)の事業計画等の評価結果

(評価点()内は得点率)

評価項目	主な評価内容	配点		評価点
		各委員	合計	社会福祉法人 東京援護協会
I 法人運営 の評価	1 法人の運営に関する事項	25	125	84 (67.2%)
	2 法人の財務状況に関する事項	10	50	29 (58.0%)
	3 指定管理者としての適格性など	10	50	38 (76.0%)
II 施設の 評価	1 施設のサービスの実施に関する事項	55	275	189 (68.7%)
	2 施設の経営能力等に関する事項	55	275	202 (73.5%)
	3 施設の効用を高める事項	10	50	35 (70.0%)
	4 指定管理者としての適格性など	10	50	40 (80.0%)
総合得点		175	875	617 (70.5%)

(3) 選定理由

○指定期間中の運営状況については、「必要な水準を超えている」との評価であった。

○次期指定期間中の事業計画等の評価については、指定管理者候補者として選定するための要件(総合得点が満点の60%(525点)以上であること)を満たしている。以上のことから総合的に判断し、指定管理者候補者として選定する。

5 添付資料

目黒区東が丘障害福祉施設の管理に関する仮基本協定書
以上

目黒区東が丘障害福祉施設の管理に関する仮基本協定書

令和3年11月1日

目 次

第 1 章 総則.....	3
第1条 (本協定の目的)	3
第2条 (本協定の失効)	3
第3条 (指定管理者の責務)	3
第4条 (基本協定と本協定との関係)	3
第5条 (用語の定義)	3
第6条 (管理物件)	3
第7条 (指定期間)	4
第8条 (会計年度)	4
第 2 章 管理の業務に関する基本事項.....	4
第9条 (管理の業務の範囲)	4
第10条 (甲が行う業務の範囲)	4
第11条 (管理施設の修繕)	4
第12条 (管理の業務の実施条件)	5
第13条 (管理の業務範囲及び業務実施条件の変更)	5
第 3 章 管理の業務の適正実施.....	5
第14条 (管理の業務の実施)	5
第15条 (管理の基準)	5
第16条 (個人情報の保護)	5
第17条 (情報公開・自己情報開示等)	5
第18条 (文書の保存と廃棄)	5
第19条 (要望及び苦情に対する処理)	6
第20条 (第三者による実施)	6
第21条 (緊急時の対応)	6
第22条 (危機管理対応)	6
第23条 (災害時の救護活動)	7
第 4 章 管理の業務実施に係る甲の調査・確認事項.....	7
第24条 (管理の業務に関する情報の提供)	7
第25条 (事業計画書)	7
第26条 (月次等報告事項)	7
第27条 (事業報告書)	7
第28条 (管理の業務実施状況の調査と改善勧告)	8
第29条 (監査委員の監査)	8
第 5 章 管理経費	8
第30条 (管理経費の支払い)	8
第31条 (管理経費の精算)	8

第32条	(管理経費の変更)	9
第33条	(管理の業務の実施に係る指定管理者の口座)	9
第34条	(会計の区分)	9
第6章	財産管理	9
第35条	(物品の取扱い)	9
第36条	(物品の修繕等)	9
第7章	損害賠償及び不可抗力等責任分担	10
第37条	(損害賠償等)	10
第38条	(第三者への賠償)	10
第39条	(保険)	10
第40条	(不可抗力発生時の対応)	10
第41条	(不可抗力によって発生した費用等の負担)	10
第42条	(不可抗力による一部の業務実施の免除)	11
第43条	(その他責任分担)	11
第8章	指定期間の満了	11
第44条	(業務の引継ぎ等)	11
第45条	(原状復帰義務)	12
第46条	(本協定終了時における物品の取扱い)	12
第9章	指定期間満了以前の指定の取消し等	12
第47条	(甲による指定の取消し等)	12
第48条	(違約金)	13
第49条	(不可抗力による指定の取消し)	13
第50条	(施設の見直しによる指定の取消し)	13
第51条	(指定期間終了時の取扱い)	13
第10章	その他	13
第52条	(暴力団排除)	13
第53条	(障害者差別の解消)	14
第54条	(公契約条例)	14
第55条	(権利・義務の譲渡の禁止)	14
第56条	(目的外使用)	14
第57条	(連絡調整会議等の設置)	14
第58条	(自主事業)	14
第59条	(協定の変更)	15
第60条	(管轄裁判所)	15
第61条	(疑義についての協議)	15

目黒区東が丘障害福祉施設の管理に関する仮基本協定書

目黒区（以下「甲」という。）と社会福祉法人東京援護協会（以下「乙」という。）とは、次のとおり、目黒区東が丘障害福祉施設（以下「本施設」という。）の管理に係る仮基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

第1章 総則

（本協定の目的）

第 1 条 本協定は、甲と乙が相互に協力し、本施設を適正かつ円滑に管理するために必要な事項を定めることを目的とする。

（本協定の失効）

第 2 条 本協定は、令和 3 年目黒区議会第 4 回定例会において、乙を指定管理者に指定するとの議決を受けることができないときは、当然に失効する。

（指定管理者の責務）

第 3 条 乙は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）その他の関係法令及び目黒区東が丘障害福祉施設条例（平成 18 年 3 月目黒区条例第 31 号。以下「条例」という。）その他関係規程等並びに本協定の定めるところに従い信義に沿って誠実にこれを履行し、本施設が円滑に運営されるように管理しなければならない。

2 乙は、管理の業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

（基本協定と本協定との関係）

第 4 条 甲と乙は、基本協定を締結するに当たっては、本協定で合意した各事項を基本事項として定めるものとする。

2 本協定で合意した事項を変更する必要があるときは、甲にとって不利益にならない限りにおいて、甲、乙協議の上、変更することができる。なお、変更する場合においては、その変更内容が公共性、公平性に反しないものであることとする。

（用語の定義）

第 5 条 本協定で用いる用語の定義は、別紙 1 のとおりとする。

（管理物件）

第 6 条 管理の業務の対象となる物件（以下「管理物件」という。）は、管理施設と管理物品からなる。管理施設及び管理物品の内容は、別紙 2 のとおりとする。

2 乙は、善良なる管理者の注意を持って管理物件を管理しなければならない。

(指定期間)

第7条 指定期間は、令和4年4月1日から令和14年3月31日までとする。

(会計年度)

第8条 管理の業務に係る会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第2章 管理の業務に関する基本事項

(管理の業務の範囲)

第9条 管理の業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 条例第2条に規定する事業に関する業務
- (2) 施設及び器具等（以下「施設等」という。）の日常の維持管理に関する業務
- (3) 施設の設備等の保全及び修繕（甲が指定するものに限る。）に関する業務

2 前項各号に掲げる業務の細目は、別紙3仕様書（業務基準書）に定めるとおりとする。

(甲が行う業務の範囲)

第10条 次に掲げる業務については、甲が自らの責任と費用において実施するものとする。

- (1) 使用料の強制徴収業務
- (2) 本施設における目的外使用許可
- (3) 管理施設の改造、増築、移設業務

(管理施設の修繕)

第11条 本施設の修繕については、以下の表のとおりとする。

種別	種別の範囲	1件あたりの費用	実施者及び費用負担者	
			甲	乙
小修繕	維持管理、原状復旧を目的とした小修繕（工事請負にまで至らないもの）	1件につき80万円（消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。）未満		○
		1件につき80万円以上	○ （部品交換等の簡易修繕は乙も可）	
工事	主要構造部又は設備の機能に影響を及ぼさない範囲の工事	1件につき80万円未満		○
		1件につき80万円以上	○	
	上記以外の工事	—	○	

2 前項の規定により難い場合については、甲乙協議の上で決するものとする。

(管理の業務の実施条件)

第 12 条 乙が管理の業務を実施するに当たって満たさなければならない条件は、別紙 3 仕様書（業務基準書）に示すとおりとする。

(管理の業務範囲及び業務実施条件の変更)

第 13 条 甲又は乙は、必要と認める場合は、相手方に対する通知をもって甲が第 9 条で定めた管理の業務の範囲及び前条で定めた業務実施条件の変更を求めることができる。

2 甲又は乙は、前項の通知を受けた場合は、協議に応じなければならない。

3 管理の業務の範囲又は業務実施条件の変更及びそれに伴う管理経費の変更等については、前項の協議において決定するものとする。

第3章 管理の業務の適正実施

(管理の業務の実施)

第 14 条 乙は、本協定、年度協定、条例及び関係法令のほか、提案書に従って管理の業務を実施するものとする。

2 本協定及び提案書の中に矛盾又は齟齬がある場合は、本協定、提案書の順にその解釈が優先されるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、提案書において別紙 3 仕様書（業務基準書）を上回る水準が提案されているものについては提案書に示された水準によるものとする。

(管理の基準)

第 15 条 乙は、条例第 9 条に定める管理の基準を遵守しなければならない。

(個人情報保護)

第 16 条 乙は、管理の業務を実施するに当たっての個人情報の取扱いについては、別紙 4 「目黒区東が丘障害福祉施設の管理の業務に係る個人情報取扱に関する特記事項」を遵守しなければならない。

(情報公開・自己情報開示等)

第 17 条 乙は、本施設の管理の業務に関する情報の公開及び本施設の管理の業務に当たり保有する個人情報の本人への開示等を行うため必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、前項の必要な措置を講ずるに当たっては、規程を定め、これに従い行わなければならない。また、この規程は、甲が示す基準を満たすものでなければならない。

(文書の保存と廃棄)

第 18 条 乙は、本施設の管理の業務を遂行するに当たり作成した文書の保管・保存及び廃棄に関しては、甲の指示に従って行うものとする。

(要望及び苦情に対する処理)

第 19 条 本施設利用者からの要望及び苦情に対しては、乙の管理の業務の範囲内の事項については、乙が第一的に対応するものとする。また、対応に当たっては、要望及び苦情に関する責任者を設置し、適切な対応を行うものとする。

- 2 前項の責任者は、要望及び苦情に対しては必ず速やかに回答をすることとする。
- 3 甲の権限に属する要望事項については、甲へ適切に引き継ぐものとする。

(第三者による実施)

第 20 条 乙は、管理業務の全部又は主要な業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、一部の業務についてあらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

- 2 前項ただし書の規定により、乙から委託又は請負を受託した者は、当該業務の一部を他の第三者に委託又は請け負わせる場合は、必ず乙にあらかじめ承諾を得なければならない。この場合において、乙は承諾した業務、受託者等を甲に報告するものとする。
- 3 乙は、前項の委託又は請負（以下「再委託」という。）を承諾した場合は、再委託を受託した者が他の第三者に委託又は請け負わせることを禁止しなければならない。ただし、特殊な業務についてあらかじめ乙が甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。
- 4 乙が管理の業務を第三者に実施させる場合は、全て乙の責任及び費用において行うものとし、管理の業務に関して乙が使用する第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用については、全て乙の責めに帰すべき事由により生じたものとみなして、乙が負担するものとする。第 2 項の再委託及び前項ただし書に規定する場合についても同様の取扱いとする。

(緊急時の対応)

第 21 条 指定期間中、管理の業務の実施に関連して事故、紛争及び災害等の緊急事態が発生した場合、乙は速やかに必要な措置を講じるとともに、甲を含む関係者に対して緊急事態発生を旨を通報しなければならない。

- 2 事故等が発生した場合、乙は甲と協力して事故等の原因調査に当たり、再発防止に努めなければならない。
- 3 緊急災害時において乙は、目黒区地域防災計画等に基づき、甲と協力して活動するものとする。

(危機管理対応)

第 22 条 乙は、本協定に基づく管理の業務開始前に危機管理マニュアルを作成し、甲の承認を受けなければならない。

- 2 乙は、必要が生じた場合又は甲の要請があった場合は、甲と協議の上、危機管理マニュアルを改訂しなければならない。

- 3 乙は、本協定に基づく管理の業務の実施に当たり、危機管理マニュアルを遵守するとともに、従事者が危機管理マニュアルを適正に遵守するために必要な従業者教育を実施しなければならない。

(災害時の救護活動)

第 23 条 乙は、災害時において福祉避難所としての機能を担保するとともに、必要な救護対策について、区立施設としての役割を担うこととし、別紙 5「目黒区東が丘障害福祉施設の災害時における福祉避難所の設置運営に関する特記事項」を遵守しなければならない。

第4章 管理の業務実施に係る甲の調査・確認事項

(管理の業務に関する情報の提供)

第 24 条 乙は、管理の業務の実施に伴い作成し、又は取得した情報について、甲から求めがあったときは、速やかに甲に提供しなければならない。

(事業計画書)

第 25 条 乙は、毎年度甲が指定する期日までに、次に掲げる事項を記載した事業計画書を提出し、甲の確認を得なければならない。

- (1) 翌年度の事業計画
- (2) 翌年度の収支予算
- (3) その他甲が指示する事項

2 甲及び乙は、事業計画書を変更しようとするときは、甲と乙との協議により決定するものとする。

(月次等報告事項)

第 26 条 乙は、毎月終了後 10 日以内（第 1 号に掲げる報告は毎月末まで）に、次に掲げる事項を記載した月報を甲に報告するものとする。

- (1) 翌月の月間行事予定表
- (2) 管理施設の利用状況
- (3) 管理の業務の実施状況
- (4) 利用者等からの要望及び苦情とその対応状況
- (5) その他甲が指示する事項

(事業報告書)

第 27 条 乙は、毎年度終了後、30 日以内に管理の業務に関し、次に掲げる事項を記載した事業報告書を提出し、甲の確認を得なければならない。

- (1) 管理の業務の実施状況
- (2) 管理施設の利用状況

(3) 管理経費等の収支状況等

(4) その他甲が指示する事項

2 乙は、甲が第47条、第49条又は第50条の規定に基づいて年度途中において乙に対する指定管理者の指定を取り消した場合には、指定が取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

3 甲は、必要があると認めるときは、事業報告書の内容又はそれに関連する事項について、乙に対して報告又は口頭による説明を求めることができるものとする。

なお、甲は、提出された事業報告書について、甲が行う乙の管理業務の評価の結果とともに公表するものとする。

(管理の業務実施状況の調査と改善勧告)

第28条 甲は、事業報告書の確認のほか、乙による管理の業務実施状況を調査することを目的として、随時、管理物件に立ち入ることができる。また、甲は、乙に対して管理の業務の実施状況や管理経費等の収支状況等について説明を求め、必要な指示をすることができる。

2 乙は、甲から前項の申出を受けた場合は、合理的な理由がある場合を除いてその申出に応じなければならない。

3 前条及び第1項による調査の結果、乙による業務実施が別紙3仕様書（業務基準書）等、甲が示した条件を満たしていない場合は、甲は乙に対して業務の改善を勧告するものとする。

4 乙は、前項に定める改善勧告を受けた場合は、速やかにそれに応じなければならない。

(監査委員の監査)

第29条 乙は、目黒区監査委員により経理等の状況についての監査の請求があった場合、これを受けなければならない。

2 乙は、前項に定める監査により業務改善の指摘があった場合は、速やかにそれに対する是正措置を行わなければならない。

第5章 管理経費

(管理経費の支払い)

第30条 甲は、業務実施の対価として、乙に対し、管理経費を支払うものとする。

2 甲が乙に対して支払う管理経費及び支払い方法の詳細については、年度協定に定めるものとする。

(管理経費の精算)

第31条 乙は、年度協定に定める精算項目に係る管理経費精算書を、会計年度終了後、速やかに甲に提出しなければならない。

2 乙は、前項により精算残金が生じた場合は、速やかに甲に返納するものとする。

(管理経費の変更)

第 32 条 管理経費の額を変更すべき特別な事情が生じた場合は、その都度、甲乙協議の上定めるものとする。

(管理の業務の実施に係る指定管理者の口座)

第 33 条 乙は、管理の業務の実施に係る支出及び収入を適切に管理することを目的として、管理の業務に固有の銀行口座を開設するものとする。

ただし、特段の理由により固有の銀行口座による収支の管理が行えない場合は、事前に甲と協議を行い、他の業務と区分し、指定管理業務に係る収支を明確に管理できるようにしなければならない。

(会計の区分)

第 34 条 乙は、管理の業務の実施に係る会計を、乙が行う他の業務の会計と別に区分し、適切に管理しなければならない。

第6章 財産管理

(物品の取扱い)

第 35 条 本施設で使用する物品は、別添物品管理台帳に定めるとおりとする。

- 2 甲は、甲の所有する物品（Ⅱ種）を、無償で乙に貸与する。
- 3 本施設で使用する物品が経年劣化等により管理の業務実施の用に供することができなくなった場合又は新たな物品を追加する必要があるが生じた場合は、双方で協議の上、下表のとおり購入又は調達するものとする。なお、物品の所有者については同表の右欄に示すとおりとする。

区分	購入	所有者
Ⅱ種	区又は指定管理者が購入	所管課の予算から負担：区 管理経費又は利用料金収入から負担：指定管理者
Ⅲ種	指定管理者が自己の資金と責任で購入	指定管理者

- 4 乙は、故意又は過失により物品（Ⅱ種）を毀損滅失したときは、甲との協議により、必要に応じて甲に対しこれを弁償又は自己の費用で当該物と同等の機能及び価値を有するものを購入又は調達しなければならない
- 5 物品の適正な管理に係る業務については、別紙 3 業務仕様書（業務基準書）のとおりとする。

(物品の修繕等)

第 36 条 乙は、指定期間中、定期的な点検を行い、物品を常に良好な状態に保つこと。物品（Ⅱ種）に不具合が生じた場合には、修繕について双方協議の上、対応すること。

第7章 損害賠償及び不可抗力等責任分担

（損害賠償等）

第 37 条 乙は、故意又は過失により管理物件を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を甲に賠償しなければならない。ただし、甲が特別の事情があると認めるときは、甲は、その全部又は一部を免除することができるものとする。

（第三者への賠償）

第 38 条 管理の業務の実施において、乙の責めに帰すべき事由により第三者に損害が生じた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害が甲の責めに帰すべき事由又は甲乙双方の責めに帰すことができない事由による場合は、その限りではない。

2 甲は、乙の責めに帰すべき事由により発生した損害について第三者に対して賠償した場合、乙に対して、賠償した金額及びその他賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとする。

（保険）

第 39 条 管理の業務の実施に当たり、甲が付保しなければならない保険は、次のとおりである。

（1）火災保険

2 管理の業務の実施に当たり、乙が付保しなければならない保険は、次のとおりである。

（1）施設賠償責任保険

（不可抗力発生時の対応）

第 40 条 不可抗力が発生した場合、乙は、不可抗力の影響を早期に除去すべく早急に対応措置をとり、不可抗力により発生する損害及び増加費用を最小限にするよう努力しなければならない。

（不可抗力によって発生した費用等の負担）

第 41 条 不可抗力の発生に起因して乙に損害や増加費用が発生した場合、乙は、その内容や程度の詳細を記載した書面を持って甲に通知するものとする。

2 甲は、前項の通知を受け取った場合、損害状況の確認を行った上で乙と協議を行い、不可抗力の判定や費用負担等を決定するものとする。

3 不可抗力の発生に起因して乙に損害や増加費用が発生した場合、当該費用については合理性の認められる範囲で甲が負担するものとする。なお、乙が付保した保険によりて

ん補された金額相当分については、甲の負担に含まないものとする。

- 4 不可抗力の発生に起因して甲に損害や増加費用が発生した場合、当該費用については甲が負担するものとする。

(不可抗力による一部の業務実施の免除)

第 42 条 前条第 2 項に定める協議の結果、不可抗力の発生により管理の業務の一部の実施ができなくなったと認められた場合、乙は不可抗力により影響を受ける限度において本協定に定める義務を免れるものとする。

- 2 乙が不可抗力により業務の一部を実施できなかった場合、甲は、乙との協議の上、乙が当該業務を実施できなかったことにより免れた費用分を管理経費から減額することができるものとする。

(その他責任分担)

第 43 条 管理の業務に関する甲と乙の責任の分担については以下の表のとおりとする。

責任分担表

項目	想定される事項	責任分担	
		甲	乙
法令等の制定・改廃	指定管理者が行う管理運営業務に影響を及ぼす法令や制度等の制定・改廃	事案ごとに協議	
物価・人件費	社会経済状況の変化に伴う指定期間中の物価・人件費の変動		○
金利	金利変動		○
運営費の増加	甲の事情による要因以外の要因による運営費の増加		○
事業終了時の費用	管理業務の期間が終了した場合又は期間中途における指定取消しによる指定管理者の撤収費用		○

第8章 指定期間の満了

(業務の引継ぎ等)

第 44 条 乙は、本協定の終了に際し、甲又は甲が指定するもの（以下「甲等」という。）に対し、管理の業務の引継ぎ等を行わなければならない。当該引継ぎ等の内容、期間等は別に定める。

- 2 乙は、前項の引継ぎを行うに当たっては、事前に管理の業務の実施に必要な資料等を

引継資料として整備・保管し、甲等に対し、引継資料を引き継ぐとともに、業務の引継ぎを円滑に実施しなければならない。

- 3 甲は、必要と認める場合には、本協定の終了に先立ち、乙に対して甲等による本施設の視察を申し出ることができるものとする。
- 4 乙は、甲から前項の申出を受けた場合は、合理的な理由のある場合を除いてその申出に応じなければならない。

(原状復帰義務)

第 45 条 乙は、本協定の終了までに、指定開始日を基準として管理物件を原状に回復し、甲に対して管理物件を明け渡さなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、甲が認めた場合には、乙は管理物件の原状回復は行わずに、別途甲が定める状態で甲に対して管理物件を明け渡すことができるものとする。

(本協定終了時における物品の取扱い)

第 46 条 本協定の終了に際し、物品の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 甲が貸与若しくは購入した物品(Ⅱ種)について、乙は、甲等に対して引き継がなければならない。
- (2) 乙が購入した物品(Ⅱ種)について、乙は、甲等に対して引き継ぐことについて、甲と乙の協議を行わなければならない。
- (3) 物品(Ⅲ種)及び前号の協議により甲等に引き継がない物品(Ⅱ種)については、原則として乙が自己の責任と費用で撤去・撤収するものとする。ただし、甲と乙の協議において両者が合意した場合、乙は、物品(Ⅲ種)を甲等に対して引き継ぐことができるものとする。

第9章 指定期間満了以前の指定の取消し等

(甲による指定の取消し等)

第 47 条 甲は、条例第 7 条第 2 項の規定により、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるとき又は乙が第 52 条第 1 項各号の暴力団排除条項に抵触すると認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができるものとする。

- (1) 乙が本協定の内容を履行せず、又はこれらに違反したとき。
- (2) 乙が甲に対し虚偽の報告をし、又は正当な理由なく報告等を拒んだとき。
- (3) 指定に当たって乙の不正行為が明らかになったとき。
- (4) 乙が差押、仮差押又は仮処分などにより業務の継続が困難になったとき。
- (5) 自らの責めに帰すべき事由により乙から本協定締結の解除の申出があったとき。
- (6) その他乙が管理業務を継続することが適当でないと甲が認めるとき。

- 2 甲は、前項に基づいて指定の取消しを行おうとする際には、目黒区行政手続条例(平

成 8 年 3 月目黒区条例 1 号) の規定に従って行うものとする。

- 3 第 1 項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、乙に損害や増加費用が生じて、甲はその賠償の責めを負わない。

(違約金)

第 48 条 乙は、前条第 1 項の規定により指定を取り消された場合、甲に対して年度協定に定める管理経費の額の 10 分の 1 の額に相当する違約金を支払わなければならない。ただし、甲が認めたときは、この限りではない。

(不可抗力による指定の取消し)

第 49 条 甲又は乙は、不可抗力の発生により、管理の業務の継続等が困難と判断した場合は、相手方に対して指定の取消しの協議を求めることができるものとする。

- 2 前項の規定に基づく協議の結果、やむを得ないと判断された場合、甲は指定の取消しを行うものとする。
- 3 前項における取消しによって乙に発生する損害及び増加費用は、合理性が認められる範囲で甲が負担することを原則として、甲と乙の協議により決定するものとする。

(施設の見直しによる指定の取消し)

第 50 条 甲は、施設の見直しに伴い、指定期間満了前に管理の業務を終了しようとするときは、指定の取消しに係る補償について乙と協議するものとする。

- 2 前項の協議は、甲が管理の業務を終了しようとする 12 月前までに文書により申し出るものとする。
- 3 前項の申出を経て行う指定の取消しによって乙に発生する損失の補償は、施設の見直しに直接起因するもの、かつ、合理性が認められる損失を対象とし、その他の損失については補償の対象としないことを原則として、甲と乙の協議により決定するものとする。

(指定期間終了時の取扱い)

第 51 条 第 44 条から第 46 条までの規定は、第 47 条又は前 2 条の規定により本協定が終了した場合に、これを準用する。ただし、甲乙が合意した場合はその限りではない。

第10章 その他

(暴力団排除)

第 52 条 乙は、目黒区暴力団排除条例（平成 24 年 3 月目黒区条例第 3 号）の趣旨を踏まえ、次に掲げる暴力団排除条項を遵守するものとする。

- (1) 乙の役員又は使用人（乙の代表者及び乙の役員（役員として登記又は届出等はされていないが実質上経営や運営に関与している者を含む。）又は支店若しくは営業所を代

表する者及び直接雇用契約を締結している正社員等をいう。以下同じ。)が、暴力団員等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)ではないこと。また、暴力団員等が、経営や運営に事実上参加していないこと。

- (2) 乙の役員又は使用人が、いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定するものをいう。以下同じ。)又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与え、便宜を供与し、又は暴力団の維持若しくは運営に協力しないこと。
- (3) 乙の役員又は使用人が、自らの団体、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用しないこと。
- (4) 乙の役員又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難される関係を有しないこと。
- (5) 乙の役員又は使用人が、管理の業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合の受託者が前各号のいずれかの規定に抵触するものであると知りながら、当該契約を締結しないこと。

(障害者差別の解消)

第53条 乙は、管理の業務の実施に当たり、不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供について、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)及び東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例(平成30年東京都条例第86号)を遵守し、甲が定めた「目黒区における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」に準じた取扱いをしなければならない。

(公契約条例)

第54条 乙は、本協定に係る目黒区公契約条例に関する取扱いについては、別紙6「目黒区東が丘障害福祉施設の公契約に関する特記事項」を遵守しなければならない。

(権利・義務の譲渡の禁止)

第55条 乙は、本協定によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、事前に甲の承諾を受けた場合はこの限りではない。

(目的外使用)

第56条 乙は、利用者の利便性を図るため、条例第5条に定める管理の業務以外で施設を使用する場合、あらかじめ甲の承認を受けなければならない。

(連絡調整会議等の設置)

第57条 甲と乙は、管理の業務を円滑に実施するため、情報交換や業務の調整を図る連絡調整会議等を設置するものとする。

(自主事業)

第 58 条 乙は、本施設の設置目的に合致し、かつ管理の業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任と費用により、自主事業を実施することができるものとする。

2 乙は、自主事業を実施する場合は、甲に対して事業計画書を提出し、事前に甲の承諾を受けなくてはならない。その際、甲と乙は必要に応じて協議を行うものとする。

3 甲と乙は、自主事業を実施するに当たって、別途、自主事業の実施条件等を定めることができるものとする。

(協定の変更)

第 59 条 管理の業務に関し、業務の前提条件や内容が変更したとき又は特別な事情が生じたときは、甲と乙の協議の上、本協定の規定を変更することができるものとする。

(管轄裁判所)

第 60 条 本協定に関する管轄裁判所は、甲の所在地を管轄区域とする地方裁判所とする。

(疑義についての協議)

第 61 条 本協定の各条項等の解釈について疑義を生じたとき又は本協定に特別の定めのない事項については、甲と乙の協議の上、これを定めるものとする。

本協定を証するため、本書を 2 通作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各 1 通を保有する。

令和 3 年 1 1 月 1 日

甲 (地方公共団体)

所在地 東京都目黒区上目黒二丁目 19 番 15 号

名 称 目黒区

代表者 目黒区長 青 木 英 二

印

乙 (指定管理者)

所在地 東京都台東区東上野三丁目 18 番 11 号

名 称 社会福祉法人東京援護協会

代表者 理事長 中 村 明 彦

印

別紙1 用語の定義

- (1) 「指定期間」とは、目黒区議会で議決された指定期間のことをいう。
- (2) 「管理経費」とは、甲が乙に対して支払う管理の業務の実施に関する対価のことをいう。
- (3) 「自主事業」とは、本協定で示された管理の業務の範囲内の業務であって、別紙3仕様書（業務基準書）に示されていない、乙が自己の責任と費用において実施する業務のことをいう。
- (4) 「提案書」とは、本施設の指定管理者の指定申請に当たり、乙が提出した事業計画書のことをいう。
- (5) 「年度協定」とは、本協定に基づき、甲と乙が指定期間中に毎年度締結する協定のことをいう。
- (6) 「不可抗力」とは、天災（地震、津波、落雷、暴風雨、洪水、異常降雨、土砂崩壊等）、人災（戦争、テロ、暴動等）、法令の制定・改廃、及びその他甲及び乙の責めに帰すことのできない事由をいう。なお、施設利用者数の増減は、不可抗力に含まないものとする。
- (7) 「法令」とは、すべての法律、法規、条例及び正規の手続を経て公布された行政機関の規程をいう。
- (8) 「施設の見直しに直接起因するもの」とは、指定管理期間の変更によるリース機器類の解約損害金等をいい、12月前の予告期間が確保された場合の収益の減少等は含まない。

別紙2 管理物件

1 管理施設

(1) 名称及び所在地

名 称： 目黒区東が丘障害福祉施設

所在地： 東京都目黒区東が丘一丁目 21 番 15 号

(2) 施設概要

構 造： 鉄筋コンクリート造 地上 5 階のうち 1 階の一部及び 2 階の一部

床面積： 延べ 1 3 5 7 . 8 3 m² (他施設部分を除く。)

(3) その他

管理施設には、建物に付帯する運動場、植栽、駐車場その他の施設を含むものとする。

2 管理物品

別途確定次第作成する。

別紙3 仕様書（業務基準書）

第1 管理業務の細目

1 条例第2条に規定する事業に関する業務

次の各号に掲げる事業に関する業務を行うものとし、業務の実施の方法その他の具体的な内容については、当該各号に定める事項のほか、当該業務に関する法令、条例その他の規程（個別の事業について甲が定める要綱等を含む。）に定めるところによるものとする。

(1) 生活介護事業

- ア 生活介護
- イ バス等による利用者の送迎
- ウ 利用者への食事の提供

(2) 短期入所事業

(3) 福祉ホーム事業

- ア 利用者の生活支援
- イ 利用者の社会生活支援
- ウ 関係機関等との連携

2 利用定員

(1) 生活介護事業 40名

(2) 短期入所事業 2名

(3) 福祉ホーム事業 7名

3 施設等の日常の維持管理に関する業務

施設等の清潔整頓、その他環境整備に関する業務を行う。

4 施設の設定備等の保全及び修繕に関する業務

法令に基づく各種設備点検業務の実施、電球その他の消耗品類の購入・交換、備品類の点検・修繕等の業務を行う。

第2 業務実施条件

1 基本原則

乙は、本施設が心身障害者の保健の向上及び福祉の増進を図るために甲が設置したものであることを踏まえるとともに、関係法令等を遵守して実施しなければならない。

2 人員配置

(1) 人員配置の原則

本施設に配置すべき従事者の種類及び員数は、次号に定める場合及び甲が別に定める場合を除き、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下「運営基準」という。）の定めるところによる。

(2) 職員等の配置基準

生活介護事業に従事する生活支援員の員数は、利用者の数を2で除した数につき1の割合が確保できる数とする。業務毎の職員の配置基準は、年度協定で定める。

3 規程の整備

乙は、管理業務について、必要な規程を定めなければならない。

4 消防計画

乙は、消防計画を作成し、防火管理者を置くものとする。また、計画に基づく訓練等を実施するものとする。

5 物品の管理

乙は、施設内で使用する物品について、甲の貸与物品と乙の物品が区別できるよう表示をし、適切に管理すること。

6 「環境配慮の取組み」への積極的な協力

甲が取り組む「目黒区環境基本計画」及び「目黒区地球温暖化対策推進第三次実行計画」に協力し、かつ、次に掲げることを行うこと。

(1) 「めぐろエコ・プランⅢ実行手順書」に基づく環境配慮行動の推進

(2) 施設のエネルギー・資源の使用量等の報告

7 サービスの水準

(1) 障害福祉サービスの提供に当たっては、「東京都における福祉サービス第三者評価の指針について」（平成24年9月7日付け24福保指指第638号）に基づく福祉サービス第三者評価（以下「福祉サービス第三者評価」という。）における各項目で問われている項目を実施すること。

(2) 福祉サービス第三者評価及び指定管理者運営評価委員会等において指摘された事項については、改善すること。

8 福祉サービス第三者評価の受審・自己評価の実施

(1) 福祉サービス第三者評価を3年に一度受審し、かつ、サービスの質の向上に努めること。

(2) 福祉サービス第三者評価を受審しない年度においては、利用者アンケートを実施し、サービス満足度・ニーズを調査し、自己評価を行い、かつ、サービスの質の向上に努めること。

利用者アンケートの実施時期、方法及び様式並びに自己評価については、別途、甲が指示するものによること。

9 バス等による利用者の送迎（生活介護事業）

送迎の必要な利用者に対してバスによる送迎を実施する。バスは他の施設と調整しながら一体的に運行を行うため、甲が一括契約する。本施設に割り当てられているバスは、日中の施設外活動に利用することができる。

別紙 4 目黒区東が丘障害福祉施設の管理の業務に係る個人情報取扱に関する特記事項

この特記事項は、甲乙の間において締結した本協定の業務の実施に伴う個人情報（目黒区個人情報保護条例第2条第1号に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護及び管理について定めるものである。

（基本的事項）

第1条 乙は、本協定における個人情報の取扱いに当たり、目黒区個人情報保護条例その他個人情報の保護に関する法令等を遵守し、本協定の業務の実施により知り得た個人情報の漏えい、滅失、改ざん、毀損その他の事故の防止その他の個人情報の適切な管理及び安全保護を図るために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（秘密の保持）

第2条 乙は、本協定の業務の実施により知り得た個人情報を、一切第三者に漏らしてはならない。本協定が終了し、又は指定管理者の指定が取り消された後においても同様とする。

（収集の制限）

第3条 乙は、本協定による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を達成するために必要な範囲で、適法かつ公正な手段によって収集しなければならない。

（適正管理）

第4条 乙は、本協定による業務で取扱う個人情報の適正な管理及び安全保護を図るため、本協定による業務を実施する際の個人情報の取扱いについて規程（以下「取扱規程」という。）を定め、これに従い業務を行わなければならない。この取扱規程は、甲が示す基準を充たすものでなければならない。

2 乙は、本協定により管理する施設において、個人情報を取扱う場所（以下「管理区画」という。）を定めるとともに、管理区画への入退室の規制及び管理並びに防犯対策その他必要な情報セキュリティ対策を講じなければならない。

（個人情報保護管理責任者の設置等）

第5条 乙は、個人情報保護管理責任者を置き、本協定による業務で取扱う個人情報が、本協定及びこの特記事項並びに取扱規程に基づき適正に取り扱われるよう、次項に規定する従事者に対して必要かつ適切な監督を行わせなければならない。

2 乙は、本協定の業務の実施のために個人情報を取扱う業務に従事する者（以下「従事者」という。）を明確にし、個人情報保護管理責任者及び従事者以外の者に、本協定に係る個人情報を取り扱わせてはならない。

3 乙は、第1項及び前項に定める個人情報保護管理責任者及び従事者の氏名を速やかに甲に書面で報告しなければならない。これらの者を変更するときも同様とする。

（教育の実施）

第6条 乙は、個人情報保護管理責任者及び従事者に対し、本協定の業務の実施に伴う個人情報の取扱いについて遵守すべき事項、関係法令に基づく罰則の内容及び民事上の責

任その他本協定の適切な業務の実施のために必要な事項に関する研修等を実施し、指導・管理を徹底しなければならない。

(目的外の使用及び外部提供の禁止)

第7条 乙は、本協定による業務の実施により知り得た個人情報を、本協定の業務以外の用途に使用してはならない。また、第三者の利用に供してはならない。

(複写又は複製の制限)

第8条 乙は、本協定による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報の全部又は一部を甲の承諾なしに複写又は複製してはならない。

(持出の禁止)

第9条 乙は、あらかじめ甲の承諾があった場合を除き、個人情報が記録された資料等を本協定により管理する施設の外へ持ち出してはならない。

(委託の制限等)

第10条 乙は、本協定による業務の実施について、個人情報を取り扱う業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、委託をする事業者の名称及び所在地、委託の内容及び理由並びに委託をする事業者の個人情報に係る安全管理措置の状況等必要な事項を甲に書面で提出し、甲の承諾を得た場合はこの限りではない。

2 前項ただし書の規定により業務の委託を受けた事業者は、この特記事項の規定が適用される。

3 乙は、第1項ただし書の規定により委託をする場合は、甲に対し委託をする業務に関する報告を行うとともに、委託をする業務に関する全ての行為について、甲に対し全ての責任を負うものとする。

(電子計算組織の利用)

第11条 乙は本協定による業務で取り扱う個人情報について電子計算組織を用いた処理(以下「電子情報処理」という。)を行おうとするときは、あらかじめ甲に協議し承諾を得なければならない。なお、当該電子情報処理を行う電子計算組織の構成を変更する場合も同様とする。

2 乙が前項に基づき電子情報処理を行う場合は、電子情報処理に関する管理基準・運用手順書及びセキュリティ対策基準を定めなければならない。

(電子計算組織への記録禁止事項)

第12条 乙は、前条第1項に基づき個人情報の電子情報処理を行う場合においては、次に掲げる事項に関する個人情報を電子計算組織に記録してはならない。ただし、特に必要がある場合で、あらかじめ甲の承諾を得たものについては、この限りでない。

一 思想・信条及び宗教に関する事項

二 人種及び特別の社会的差別の原因となる社会的身分に関する事項

三 犯罪に関する事項

四 その他、甲が電子計算組織に記録すべきでないとして指定した事項

(電子計算組織の結合の禁止)

第13条 乙は、個人情報を処理するために、本協定による業務を処理する電子計算組織と第三者の電子計算組織とを通信回線その他の方法により結合してはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得たものについては、この限りでない。

(資料等の返却及び廃棄等)

第 14 条 乙は、本協定による業務が終了したとき又は甲の指示があったときは、本協定に係る個人情報を速やかに甲の指定する方法で返却しなければならない。

2 乙は、甲の承諾を得て、本協定に係る個人情報を廃棄又は消去することができる。この場合において、乙は、復元不可能な手段を採用するとともに、廃棄又は消去に係る書面を甲に提出しなければならない。

3 乙は、本協定に伴う甲の検査終了後直ちに乙の情報処理機器内に保存した個人情報である電磁的記録を消去するとともに、その旨を書面で甲に提出しなければならない。

(管理上の報告及び立入調査)

第 15 条 乙は、本協定による業務の実施に関し、従事者に対する監督及び教育、本協定内容及びこの特記事項並びに取扱規程の遵守の状況について、甲の指示する方法により報告しなければならない。

2 甲は、乙が本協定による業務を執行する過程で個人情報の保護管理のために必要があると認めるときは、甲の指定する甲の職員を乙の管理する施設に立ち入らせて、本協定による業務の執行状況及び個人情報の管理状況その他これに関する設備の状況等を調査することができる。

3 甲は、乙が本協定による業務の実施に伴う個人情報の取扱いについて、必要があると認めるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

(事故発生時の報告義務)

第 16 条 乙は、本協定による業務の執行に当たり、個人情報の紛失、漏えい、滅失、毀損及び改ざん等の事故が生じたとき又は本協定に違反する事態が生じ、もしくは生ずるおそれのあることを知ったときは、直ちに甲に報告するとともに甲の指示に従って事故処理を行うものとする。

(指定の取消し)

第 17 条 甲は、乙の責に帰すべき理由により、本協定の業務の実施に関し個人情報の紛失、漏えい、滅失、毀損及び改ざん等の事故が生じたとき、又は乙がこの特記事項に定める条項に違反したときは、指定管理者の指定を取り消すことができる。

(損害賠償)

第 18 条 乙がこの特記事項に定める条項に違反し、甲又は第三者に損害を与えたときは、乙は、当該損害賠償の責を負うものとする。

(公表措置)

第 19 条 甲は、乙が本協定の業務の実施により知り得た個人情報の紛失、漏えい、滅失、毀損及び改ざん等の事故を発生させたときは、その事実を公表することができる。

(疑義等)

第 20 条 この特記事項について疑義が生じたとき又は定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

以 上

別紙5 目黒区東が丘障害福祉施設の災害時における福祉避難所の設置運営に関する特記事項

この特記事項は、甲乙の間において締結した本協定の業務の実施に伴う福祉避難所の設置及び管理運営に係る協力について定めるものである。

(趣旨)

第1条 目黒区に大規模な地震、風水害その他の災害が発生した場合において、乙が管理する区立施設について、甲が福祉避難所として開設することに関し必要な事項を定めるものとする。

(福祉避難所)

第2条 福祉避難所とは、災害発生時において、原則として身体等の状況が、通常の避難所では避難生活が困難な要配慮者（災害時に居所からの避難が必要となる者であって、避難所生活に特別の配慮を要する高齢者、障害者及びこれらに準ずる者をいう。）のために開設する避難所をいう。

2 福祉避難所の業務内容は、福祉避難所の設置及び維持管理並びに受け入れた要配慮者に対する日常生活上の支援（相談等を含む）とする。

(指定施設)

第3条 福祉避難所として指定する施設は、乙が指定管理者として管理運営している目黒区東が丘障害福祉施設とする。

(開設の要請)

第4条 甲は、前条に規定する施設(以下「指定施設」という。)を福祉避難所として開設する必要があるときは、乙及び指定施設に対してその開設を要請するものとする。

(要配慮者の受入等)

第5条 指定施設は、甲から開設の要請があった場合において、速やかに要配慮者の受入体制を整え、受け入れることができる要配慮者の人数等を甲に報告するものとする。

2 甲は、前項の報告を受けた場合は、福祉避難所に避難させる要配慮者を特定し、これを乙及び指定施設に通知するものとする。

3 福祉避難所に受け入れた要配慮者の状況報告、必要な処遇の協議等は、甲及び指定施設が連携して行うものとする。ただし、緊急の場合においては、この限りではない。

4 福祉避難所への要配慮者の移送については、原則として当該要配慮者を介助する者又は甲が行う。この場合において、指定施設は可能な範囲で協力を行うものとする。

5 要配慮者を介助する者については、当該要配慮者ととも福祉避難所に避難させることができるものとする。

(運営期間)

第 6 条 乙が開設する福祉避難所の運営期間は、甲からの要請に基づき要配慮者等を受け入れたときから一般の避難所が閉鎖するまでの期間とする。ただし、特段の事情のあるときはこの限りでない。

(必要な物資の調達及び人的支援)

第 7 条 甲は、避難した要配慮者に係る必要な物資の調達に努めるものとする。

2 指定施設は、前項に定める物資の調達について、甲と連携の上、可能な範囲で協力するものとする。

3 指定施設は、要配慮者の生活支援、相談等を実施できるよう、介護支援者等の確保及び配置に努めるものとする。

4 甲は、前項に定める介護支援者等の確保及び配置を支援するものとする。

(費用の負担)

第 8 条 福祉避難所の設置及び管理運営に係る費用については、原則甲の負担として、災害救助法（昭和 22 年法律第 108 号）その他関連法令等の定めるところにより、別途協議する。

(意見交換等)

第 9 条 甲及び乙は、必要に応じ、この特記事項の実施について必要な意見交換等を開催し、必要があれば見直しを行うものとする。

(疑義等)

第 10 条 この特記事項について疑義が生じたとき又は定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

以 上

別紙6 目黒区東が丘障害福祉施設の公契約に関する特記事項

この特記事項は、目黒区公契約条例（以下「条例」という。）に基づき、甲乙の間において締結した本協定の業務に従事する労働者等の適正な労働条件を確保する取扱いについて定めるものである。

（目的）

第1条 労働者等の適正な労働条件を確保することにより、優れた人材を確保できる環境を整備し、区民サービスの向上及び地域経済の活性化に寄与することを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この特記事項において次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 受注関係者 次に掲げる事業者をいう。

ア 甲が承諾した本協定に係る業務の一部を乙から請け負い、又は受託した事業者（次号イに掲げる事業者を除く。）

イ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第26条第1項に規定する労働者派遣契約に基づき、乙又はアに掲げる事業者に対して、次号アに掲げる者を派遣した事業者

(2) 労働者等 次に掲げる者（甲が別に定める者を除く。）をいう。

ア 乙又は受注関係者に雇用され、本協定に係る業務に従事する者

イ 自らの労務の対価を得るために本協定に係る甲が承諾した業務の一部を乙から請け負い、又は受託した事業者

（条例に基づく基本方針）

第3条 公契約の手續及び履行に係る基本的な方針は、次のとおりとする。

(1) 区の区域内（以下「区内」という。）の事業者が本協定に係る業務を請け負い、又は受託すること及び区内の者が本協定に係る業務に従事することができる機会を確保するよう努めること。

(2) 労働者等の適正な労働条件を確保すること。

(3) 本協定の適正な履行を確保すること。

（甲の責務）

第4条 甲は、前条に規定する基本的な方針にのっとり、公契約に関する施策を総合的かつ効果的に推進しなければならない。

（乙の責務）

第5条 乙は、公契約に関わる者としての社会的な責任を自覚し、条例その他の法令を遵守するとともに、労働者等の適正な労働条件を確保するよう努めなければならない。

2 乙は、前条の施策に協力するよう努めなければならない。

（労働報酬下限額）

第6条 乙及び受注関係者は、その労働者等に対して、労働報酬下限額（労働者等に対して支払われるべき1時間当たりの労務の対価の下限の額をいう。以下同じ。）以上の報酬を支払わなければならない。

(乙の連帯責任)

第 7 条 乙は、その受注関係者がその労働者等に対して支払った報酬の額が労働報酬下限額未満のときは、当該労働者等に対し、連帯して、当該報酬の額と労働報酬下限額との差額に相当する額を支払わなければならない。

(区内の事業者の活用)

第 8 条 乙は、甲から承諾を得た本協定に係る業務の一部を、他の事業者（自らの労務の対価を得るために業務を請け負い、又は受託する事業者を除く。以下この条において同じ。）に請け負わせ、又は委託しようとするときは、区内の事業者に当該業務の一部を請け負わせ、又は委託するよう努めなければならない。

(労働者等に対する周知)

第 9 条 乙は、次に掲げる事項を本協定に係る業務を実施する場所の、見やすい場所に掲示し、若しくは備え付け、又は当該事項を記載した書面を労働者等に交付しなければならない。

(1) 労働者等の範囲

(2) 労働報酬下限額

(3) 第 12 条の規定による申出をするときの申出先

(健康保険法による被保険者の資格等に関する情報の報告)

第 10 条 乙は、その労働者等に係る健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）による被保険者の資格等に関する情報を甲が指定する期日までに甲に報告しなければならない。

(台帳の作成及び提出)

第 11 条 乙は、その労働者等の氏名、職種及び労働報酬下限額その他甲が別に定める事項を記載した台帳を作成し、甲が指定する期日までに甲に提出しなければならない。

(労働者等の申出)

第 12 条 労働者等は、本協定に係る業務に対する報酬が支払われるべき日において労働報酬下限額以上の当該報酬の額が支払われないときは、その事実を甲、当該労働者等を雇用する乙若しくは受注関係者又は当該労働者等に当該業務を請け負わせ、若しくは委託した乙若しくは受注関係者に申し出ることができる。

(不利益な取扱いの禁止)

第 13 条 乙及び受注関係者は、前条の規定による申出があったときは、当該申出をした労働者等に対し、誠実に対応するとともに、当該申出を理由に解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

(報告等の要求及び立入調査)

第 14 条 甲は、第 12 条の規定による申出があったとき又は条例に係る調査の必要があると認めるときは、乙若しくは受注関係者に必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は甲に乙若しくは受注関係者の事務所若しくは事業所に立ち入り、必要な調査をさせることができる。

2 前項の調査を行う甲は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(是正措置)

第 15 条 甲は、前条第 1 項の規定による報告等の要求又は立入調査の結果、乙又は受注関係者が条例に違反していると認めるときは、乙又は受注関係者に対して、当該違反を是正するために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

2 乙又は受注関係者は、前項の措置を講じたときは、甲が指定する期日までに当該措置の内容を甲に報告しなければならない。

(指定の取消し)

第 16 条 甲は、乙又は受注関係者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定を取り消すことができる。

(1) 第 14 条第 1 項の報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の調査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

(2) 前条第 1 項の措置を正当な理由なく講じないとき又は同条第 2 項の報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたとき。

(公表)

第 17 条 甲は、前条の規定による指定の取消しを行った場合は、その旨を公表するものとする。

(損害賠償)

第 18 条 甲は、乙に対し、第 16 条の規定による指定の取消しにより生じた損害の賠償を請求することができる。

2 甲は、第 16 条の規定による指定の取消しにより乙に生じた損害を賠償する責任を負わない。

以 上